

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P38,P69,P193~P194	1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P193~194					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 細骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一・JIS表記の修正			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194					○	[2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一 摘要基準の追加				
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一 JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し				
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	「%」を全角に統一。				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193~194					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195	「%」を全角に統一。 ・語句の統一 ・摘要基準のページ修正			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。				
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195											
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一									
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P725		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加									

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93.P196	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97.200	「%」を全角に統一。 ・各試験項目について、JISマーク以外とする場合に適用するケースがないと考えるため、「その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)」とする。 ・試験基準について、修正
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合:JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93.P196	ミキサの練混ぜ性能試験			バッチミキサの場合:JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96.200	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 小規模工種の考え方を追加した。「(コンクリート耐久性向上対策実施要領)の2)適用工種を参考にしたものである。」	
			連続ミキサの場合:土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	連続ミキサの場合:土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200			記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。							
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		細骨材の表面水率試験			JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上								記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後(または午前)の場合、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後(または午前)の場合、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 小規模工種の考え方を追加した。「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。
			単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」		1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	平成15年10月2日通達「レディーミストコンクリートの品質確保について」			単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	平成15年10月2日通達「レディーミストコンクリートの品質確保について」	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 表現の修正		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月P328			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合)スランプ2.5cm:許容差±1.0cm(道路橋床版の場合)スランプ8cmを標準とする。	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成14年3月P331	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 ・小規模工種の考え方を追加した。「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。 ・許容差はスランプによって決まるものであるため、(コンクリート舗装の場合)、(道路橋床版の場合)スランプ8cmを標準とするを削除する。 ・摘要基準の改訂に伴う修正 ・文章表現の修正			

品質管理基準 新旧対照表

工種	試験区分	改定(平成28年7月)							現行(平成25年7月)							改定理由
		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) ・圧縮強度試験は、原則としてJIS Q 1011(分野別認証指針レディーミクストコンクリート)に規定された外部試験機関で行うものとする。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7...3本、σ28...3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・圧縮強度試験は、原則としてJIS Q 1011(分野別認証指針レディーミクストコンクリート)に規定された外部試験機関で行うものとする。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 「%」を全角に統一。 三点リーダ「…」を統一。 文章表現の修正
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・面渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) ・圧縮強度試験は、原則としてJIS Q 1011(分野別認証指針レディーミクストコンクリート)に規定された外部試験機関で行うものとする。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集)P506, 509, 518	施工	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・圧縮強度試験は、原則としてJIS Q 1011(分野別認証指針レディーミクストコンクリート)に規定された外部試験機関で行うものとする。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集)P423, 426, 434 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488	重要構造物以外での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 「%」を全角に統一。 ・語句の統一 ・摘要基準の削除	
	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		[2007年制定]舗装標準示方書 P265	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。			「%」を全角に統一。 ・試験区分の変更(その他⇒必須) ・文章表現の修正 ・摘要基準の追加	
	コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1107 JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1107 JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216	語句の修正、統一	
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を3ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準)P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	施工後試験	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を3ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準)P283~286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。 「%」を全角に統一。 語句の統一		
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集)P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS)P472~474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。 「%」を全角に統一。 摘要基準名の修正		
配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	同左	「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(H24.3.28.国官技第357号)	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」による	同左	同左	同左	同左	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」(H21.3.31.国官技第345号)	・測定要領の改訂に伴う修正 ・試験成績等による確認欄「○」の削除(現場検収が必要な項目であるため)		
強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	同左	「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(H24.3.28.国官技第357号)	強度測定		同左	同左	同左	同左	「非破壊・微破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」(H21.3.31.国官技第344号)	・測定要領の改訂に伴う修正 ・試験成績等による確認欄「○」の削除(現場検収が必要な項目であるため)		

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)												
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490 以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490 の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5.8.9.10	2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P5.8.9	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P5.8.9	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 摘要基準の改訂に伴う修正
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P78	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P78	摘要基準の改訂に伴う修正													
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5.8.9.10	2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。		鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P5.8.9	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P5.8.9	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 摘要基準の改訂に伴う修正
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P78	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P78	摘要基準の改訂に伴う修正													
2 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P10.11	2 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロット30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。		鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P9.10.63	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005年) P9.10.63	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。 「一」を全角に統一。 摘要基準の改訂に伴う修正 語句の修正

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確認	摘 要 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確認	摘 要 基 準	改 定 理 由
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視		設計図書による。	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	○	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P551	3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視		設計図書による。	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	○	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成14年3月 P506	摘要基準の改訂に伴う修正
			施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下:許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下:許容値4mm以下	・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	JISハンドブック				・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	JISハンドブック	摘要基準の改訂に伴う修正					
	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1.2.3.4.5.6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z2343-1.2.3.4.5.6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103(試験項目),126	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1.2.3.4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z2343-1.2.3.4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		杭基礎施工便覧 H4 P69(試験項目),91	「%」を全角に統一。 ・摘要基準、JISの改訂に伴う修正 ・語句の修正、統一					
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103(試験項目),126	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成14年3月 P506 杭基礎施工便覧 H4 P69(試験項目),91	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。摘要基準の改訂に伴う修正					
その他	必須	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103(試験項目),126	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	鋼道路橋施工便覧 昭和60年2月 P123	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の修正					
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験		比水の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560,561,564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176,177	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験		比水の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	杭基礎施工便覧 H4 P129,130(試験項目)	「%」を全角に統一。 ・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一					
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびい間固定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm2		道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560,562,564	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびい間固定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:19.6Mpa	杭基礎施工便覧 H4 P130	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一			

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)										現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確認	摘 要 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確認	摘 要 基 準	改 定 理 由	
4 下層路盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(ク ラッシュラン鉄鋼スラグは修正 CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材 を含む再生クラッシュランを用いる 場合で、上層路盤、基層、表層の 合計厚が以下に示す数値より小さ い場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事:施工 前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P78.250~251 アスファルト舗装工事共通仕様 書解説 平成4年12月 P37,38	4 下層路盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(ク ラッシュラン鉄鋼スラグは修正 CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材 を含む再生クラッシュランを用いる 場合で、上層路盤、基層、表層の 合計厚が以下に示す数値より小さ い場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事:施工 前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78.250~251 A5舗装工事共通仕様書解説 P38	舗装施工便覧 P78.250~251 A5舗装工事共通仕様書解説 P38	「%」を全角に統一。 ・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53.250~251	骨材のふるい分 け試験	JIS A 1102			JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53.250~251	舗装施工便覧 P53.250~251	語句の統一			
			土の液性限界・ 塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P78.250~251 アスファルト舗装工事共通仕様 書解説 平成4年12月 P37	土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205			塑性指数PI:6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78.250~251 A5舗装工事共通仕様書解説 P37	舗装施工便覧 P78.250~251 A5舗装工事共通仕様書解説 P37	語句の統一			
			鉄鋼スラグの水 浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用 する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54.84.250~251	鉄鋼スラグの水 浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16			1.5%以下	・中規模以上の工事:施工 前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用 する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54.84.250~251	舗装施工便覧 P54.84.250~251	舗装施工便覧 P54.84.250~251	%」を全角に統一。 語句の統一	
道路用スラグの 星色判定試験	JIS A 5015	星色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満(コ ンクリートでは400m3以上1,000m3未 満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54.250~251	道路用スラグの 星色判定試験	JIS A 5015	星色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400m3以上1,000m3 未満) ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材 が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54.250~251	舗装施工便覧 P54.250~251	舗装施工便覧 P54.250~251	語句の統一							

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
4 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P38	4 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 A6舗装工事共通仕様書解説 P38	「%」を全角に統一。語句の統一
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合： 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	○	(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装設計施工指針 平成18年2月 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個 ・1,000m ² 未満の工事(ただし維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個	○	(規格値)(試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (概要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。 ・試験方法に砂置換法(JIS A 1214)を追加(舗装調査・試験法便覧では「突砂法」も「注砂法」もどちらも路盤の試験に使用できると記載されているため) ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P262			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	○	舗装施工便覧 P262		
	その他		平板荷重試験	JIS A 1215	1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P53		その他	平板荷重試験	JIS A 1215	1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		○			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P37			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P53		語句の統一
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下			○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P37			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下			○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251,262			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251,262		語句の統一

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84.250~251 舗装再生便覧 平成22年11月 P18	5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84.250~251 舗装再生便覧 P18	「%」を全角に統一。 「:」を全角に統一。
			鉄鋼スラグの修正 CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84.250~251	鉄鋼スラグの修正 CBR試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84.250~251	「%」を全角に統一。 「:」を全角に統一。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P53.250~251	骨材のふるい分け試験				JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53.250~251	「%」を全角に統一。 「:」を全角に統一。		

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
5	上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84.250～251	5	上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 P84.250～251	語句の統一
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54.250～251				鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54.250～251	「:」を全角に統一。語句の統一		

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準	
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54,84,250~251	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○	舗装施工便覧 P54,84,250~251,207	「%」を全角に統一。 概要基準のページ修正	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54,84,250~251				鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,84,250~251		語句の統一
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54,84,250~251				鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 P54,84,250~251		「:」を全角に統一。 語句の統一

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
5 上層路盤		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28.250～251	5 上層路盤		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28.250～251	「%」を全角に統一。語句の統一
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29.250～251	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122			20%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29.250～251	「%」を全角に統一。語句の統一			

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由	
5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装設計施工指針 平成18年2月 P304 (試験基準)(摘要) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250~251		5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準)(摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・試験方法に砂置換法(JIS A 1214)を追加(舗装調査・試験法便覧では「突砂法」も「注砂法」もどちらも路盤の試験に使用できると記載されているため) ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化 ・摘要の削除		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P262,250~251	・中規模以上の工事:定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			舗装施工便覧 P262,250~251	「%」を全角に統一。語句の統一							
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内			舗装施工便覧 平成18年2月 P262,250~251						舗装施工便覧 P262,250~251	「%」を全角に統一。						
その他			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。			舗装施工便覧 平成18年2月 P84,262			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 平成18年2月 P84,262	観察により異常が認められたとき。					舗装施工便覧 P84,262							
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			舗装施工便覧 平成18年2月 P262	設計図書による。					舗装施工便覧 P262							

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる							6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる							

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤:一軸圧縮強さ〔7日間〕0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ〔7日間〕2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 平成18年2月 P78.84.250~251	7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤:一軸圧縮強さ〔7日間〕0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ〔7日間〕2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P78.84.250~251	語句の統一
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 平成18年2月 P78.85.250~251	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5			下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P78.85.250~251	「%」を全角に統一。 ・適用範囲の見直し ・語句の統一			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 平成18年2月 P78.85.250~251	土の液性限界・塑性限界試験			JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P78.85.250~251	語句の統一	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262,250~251	7 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P268,250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。 ・概要基準のページ修正 ・語句の統一
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262,250~251	粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102			75μmふるい: ±6%以内 最大	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P268,250~251	「%」を全角に統一。 概要基準のページ修正			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262舗装設計施工指針 平成18年2月 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250~251	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による			・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個 ・1,000m ² 未満の工事(ただし維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個	(規格値)(試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (概要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。 ・試験方法に砂置換法(JIS A 1214)を追加(舗装調査・試験法便覧では「突砂法」も「注砂法」もどちらも路盤の試験に使用できると記載されているため) ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化					
その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P262							
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262,250~251			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262,250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。 語句の統一	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P28.250~251	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28.250~251	8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P28.250~251	○	舗装施工便覧 P28.250~251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29.250~251	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110			表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下	○	舗装施工便覧 P28.250~251		「%」を全角に統一。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29.250~251	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137			粘土、粘土塊量: 0.25%以下	○	舗装施工便覧 P29.250~251		「%」を全角に統一。			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29.250~251	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45			細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	○	舗装施工便覧 P29.250~251		「%」を全角に統一。			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35.250~251	フィラーの粒度試験	JIS A 5008			便覧 表3.3.17による。	○	舗装施工便覧 P35.250~251					
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35.250~251	フィラーの水分試験	JIS A 5008			1%以下	○	舗装施工便覧 P35.250~251		「%」を全角に統一。			

品質管理基準 新旧対照表

工種	改定(平成28年7月)								工種	現行(平成25年7月)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認		概要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準	
8 アスファルト舗装	材料その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P36.250～251	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36.250～251	語句の統一		
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P36.250～251	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下						○	舗装施工便覧 P36.250～251	「%」を全角に統一。		
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P36.250～251	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下							○	舗装施工便覧 P36.250～251	「%」を全角に統一。 規格値を修正(最新版の舗装施工便覧(平成18年2月)では規格値が3%となっている。旧版の便覧(平成13年12月)では4%)	
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P36.250～251	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下								○	舗装施工便覧 P36.250～251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P31.250～251	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下								○	舗装施工便覧 P31.250～251	「%」を全角に統一。 語句の統一
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P31.250～251	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下								○	舗装施工便覧 P31.250～251	「%」を全角に統一。
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石: 30%以下 CSS: 50%以下 SS: 30%以下			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28.31.250～251	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石: 30%以下 CSS: 50%以下 SS: 30%以下								○	舗装施工便覧 P28.31.250～251	「%」を全角に統一。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
8 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29,250～251	8 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 P29,250～251	「%」を全角に統一。語句の統一
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29,250～251	○				舗装施工便覧 P29,250～251	「%」を全角に統一。						
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプロンアスファルト:表3.3.4		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19,21,250～251	○				舗装施工便覧 P19,21,250～251							
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19,21,250～251	○				舗装施工便覧 P19,21,250～251							
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19,21,250～251	○				舗装施工便覧 P19,21,250～251							

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
8 アスファルト舗装	材料その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19.21.250～251	8 アスファルト舗装	材料その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19.21.250～251	
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19.21.250～251		引火点試験		JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19.21.250～251		
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19.21.250～251		薄膜加熱試験		JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19.21.250～251		
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19.250～251		蒸発後の針入度比試験		JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1			○	舗装施工便覧 P19.250～251		
		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19.21.250～251		密度試験		JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19.21.250～251		
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21.250～251		高温動粘度試験		舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4			○	舗装施工便覧 P21.250～251		
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21.250～251		60℃粘度試験		舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4			○	舗装施工便覧 P21.250～251		
		タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21.250～251		タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○	舗装施工便覧 P21.250～251		

品質管理基準 新旧対照表

工種	試験種別	改定(平成28年7月)							工種	試験種別	現行(平成25年7月)							改定理由			
		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準			試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準				
9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-31による。目標値 修正VC値:50秒	当初			舗装施工便覧 平成18年2月 P144	○	9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-31による。目標値 修正VC値:50秒	当初			舗装施工便覧	○	舗装施工便覧	摘要基準のページ修正		
		マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-31による。目標値 締固め率:96%				舗装施工便覧 平成18年2月 P144	○	9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法				舗装施工便覧	○	舗装施工便覧	「%」を全角に統一。摘要基準のページ修正	
		ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-31による。目標値 締固め率:97%				舗装施工便覧 平成18年2月 P144	○	9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ランマー突き固め試験					舗装施工便覧	○	舗装施工便覧	「%」を全角に統一。摘要基準のページ修正	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。		転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	○	9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。		転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月	○	転圧コンクリート舗装技術指針	摘要基準のページ修正
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	○	9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月	○	転圧コンクリート舗装技術指針	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。摘要基準のページ修正
その他	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		舗装施工便覧 平成18年2月 P40,42	○	その他	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。			舗装施工便覧	○	舗装施工便覧	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。摘要基準のページ修正	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	○			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	○	転圧コンクリート舗装技術指針	摘要基準のページ修正	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48			○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48	○	転圧コンクリート舗装技術指針	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合:40%以下		転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17			○	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合:40%以下		転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17	○	転圧コンクリート舗装技術指針	「%」を全角に統一。
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時			[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191			○	JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し									

品質管理基準 新旧対照表

工種	試験区分	改定(平成28年7月)							工種	試験区分	現行(平成25年7月)							改定理由	
		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準			試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準		
9 転圧コンクリート	材料 その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P43,251	9 転圧コンクリート	材料 その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 P43,251	「%」を全角に統一。	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193 舗装施工便覧 平成18年2月 P40,251	砂の有機不純物試験		JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45~47	「%」を全角に統一。 概要基準のページ修正		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 舗装編P75	「%」を全角に統一。 概要基準の改訂に伴う修正
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191 舗装施工便覧 平成18年2月 P41,P43,P251		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 舗装編P75 舗装施工便覧P41,P43,P251	「%」を全角に統一。 概要基準の改訂に伴う修正
		骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下				○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191 舗装施工便覧 平成18年2月 P41,P43,P251		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下				○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 舗装編P75 舗装施工便覧P41,P43,P251	JISの改正に伴い試験項目の名称を変更。 「%」を全角に統一。 概要基準の改訂に伴う修正
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%未満 粗骨材:12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	「%」を全角に統一。 ・九州規格値を修正した。([2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45で確認)
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	「及び」の重複を解消。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P725		回収水の場合: JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編,P602	「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・概要基準の追加

品質管理基準 新旧対照表

工 種	種 別	改定(平成28年7月)							工 種	種 別	現行(平成25年7月)							改定理由	
		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			摘要基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	改定(平成28年7月)	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	9 転圧コンクリート	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	「%」を全角に統一。 試験基準について、修正	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	改定(平成28年7月)	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,P196	9 転圧コンクリート	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下	改定(平成28年7月)	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上、またレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・摘要について、小規模工種に関する記載を削除	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	9 転圧コンクリート	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200		
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		9 転圧コンクリート	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125								粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125							記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28,250~251	10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250~251	語句の統一
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28,250~251	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110			表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	同上	○	舗装施工便覧 P28,250~251	「%」を全角に統一。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29,250~251	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			○	舗装施工便覧 P29,250~251	「%」を全角に統一。					
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29,250~251	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			○	舗装施工便覧 P29,250~251	「%」を全角に統一。					
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35,250~251	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○	舗装施工便覧 P35,250~251	表番号の修正					
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35,250~251	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35,250~251	「%」を全角に統一。					

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)										現行(平成25年7月)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
10 グラスアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28.250～251	10 グラスアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28.250～251	「%」を全角に統一。語句の統一		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29.250～251	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			JIS A 1122	損失量:12%以下	○		舗装施工便覧 P29.250～251	「%」を全角に統一。			
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29.250～251	粗骨材中の軟石量試験			JIS A 1126	軟石量:5%以下	○		舗装施工便覧 P29.250～251	「%」を全角に統一。			
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P22.250～251			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22.250～251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 語句の統一	
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P22.250～251			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22.250～251		
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P22.250～251			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)			○	舗装施工便覧 P22.250～251		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P22.250～251			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22.250～251	「%」を全角に統一。	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P22.250～251			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 P22.250～251		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P22.250～251			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22.250～251	「%」を全角に統一。	
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P22.250～251			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³			○	舗装施工便覧 P22.250～251		

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)													
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由				
10 グラスアスファルト舗装	プラント 必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P206	10 グラスアスファルト舗装 プラント 必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	舗装施工便覧 P206	概要基準のページ修正 ※25年版との整合が必要				
		リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P206			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)			○			舗装施工便覧 P206			
		ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上				○			土木工事共通仕様書 P3-96	ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上						○	土木工事共通仕様書 P341	土木工事共通仕様書 P341
		曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min)8.0×10-3以上				○			土木工事共通仕様書 P3-96	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min)8.0×10-3以上						○	土木工事共通仕様書 P341	
	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	同上		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263,250~251	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。印字記録の場合:全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日			○	舗装施工便覧 P262,250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・概要基準のページ修正 ・語句の統一				
粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい:±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	同上	同上		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263,250~251	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい:±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。印字記録の場合:全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日			○	舗装施工便覧 P262,250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・概要基準のページ修正 ・語句の統一					
舗設現場	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内	随時		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263,250~251	舗設現場	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263,250~251	「%」を全角に統一。				
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220℃以下 石粉:常温~150℃	随時			○			舗装施工便覧 平成18年2月 P207,263	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220℃以下 石粉:常温~150℃	随時				○	舗装施工便覧 P207,262	概要基準のページ修正	
舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)				舗設現場	必須	温度測定(初期締固め前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)				表現の修正			

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)													
工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由		
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。				舗装設計施工指針 平成18年2月 P160 道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217	11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。				舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。				舗装設計施工指針 平成18年2月 P160 道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217				舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正								
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。					道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P218~221	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。					舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	・摘要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化		
			または、Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上~1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上~2000m ² 未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上~1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上~2000m ² 未満: 15点				・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	・試験基準の表記方法の修正(表一テキスト形式) ・語句の統一							
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工量面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」「TS編・GNSS編」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工量面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」「TS編・GNSS編」による	摘要基準の改訂に伴う修正					
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P265 道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210				路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		舗装施工便覧 P265	摘要基準の改訂に伴う修正		
その他			平板載荷試験	JIS A 1215			延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220				平板載荷試験	JIS A 1215			延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工施工指針 P259	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例: 施工箇所、埋戻し箇所)。対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例: 1ヶ所、2ヶ所...)。摘要基準の改訂に伴う修正		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。					道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正
			含水比試験	JIS A 1203				500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。					道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220	含水比試験	JIS A 1203				降雨後または含水比の変化が認められたとき。		道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正
			たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)			ブルーフローリングでの不良箇所について実施							たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)			ブルーフローリングでの不良箇所について実施		道路土工施工指針 P259

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。			12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P218~221		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	・概要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化
				または、Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上~1000m2未満: 10点 ・1000m2以上~2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成28年8月					または、Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上~1000m2未満: 10点 ・1000m2以上~2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	・規格値を修正 ・試験基準の表記方法の修正(表→テキスト形式) ・語句の統一
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】	表現の統一 概要基準の改訂に伴う修正
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220		その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			道路土工施工指針 P259	概要基準の改訂に伴う修正
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				道路土工施工指針 P259	概要基準の改訂に伴う修正
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220				含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたとき。			道路土工施工指針 P259	概要基準の改訂に伴う修正
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。							たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			道路土工施工指針 P259	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例: 施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例: 1ヶ所、2ヶ所...)。概要基準の改訂に伴い削除

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準	
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			13 固結工											土木工事共通仕様書との整合
			ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			土木工事共通仕様書との整合												
	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体採取する。			施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。						試験をボーリングで採取するための費用について、別途協議と認識されることを防止する。 「%」を全角に統一。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日				14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日					記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201			繰りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P96				モルタルのフロー値試験	JIS R 5201			繰りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P140		概要基準の改訂に伴う修正
	適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P109,110		多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164(試験項目、試験方法)、167(試験基準)、171		「%」を全角に統一。概要基準の改訂に伴う修正						
	その他	確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P111		1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)			・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164(試験項目、試験方法)、173(試験基準)、174		概要基準の改訂に伴う修正			
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P112,113		その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164(試験項目、試験方法)、175		概要基準の改訂に伴う修正			

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)										
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由	
15 補強土壁工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。				道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217	15 補強土壁工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。				道路土工-盛土工指針 P259	概要基準の改訂に伴う修正	
		外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左				補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P452, 454			同左						補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P32		
		コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。					補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P453			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。						補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P35	
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P35		その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。				補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P37	
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A1210)C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工-擁壁工指針 平成24年7月 P280	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		道路土工-盛土工指針P197	・概要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準について、試験頻度と試験の回数(孔数)を明確化	
		または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上~1000m2未満: 10点 ・1000m2以上~2000m2未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成26年8月 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。			路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上~1000m2未満: 10点 ・1000m2以上~2000m2未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	適用基準の改訂に伴う変更「%」を全角に統一。 ・試験基準の表記方法の修正(表→テキスト形式) ・語句の統一					
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	「TS編・GNSS編」による	表現の統一 概要基準の改訂に伴う修正							

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)										現行(平成25年7月)																	
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由							
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38,P69,P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57,P71	16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 語句の統一			
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57,P71	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 語句の統一				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57,P71	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	「%」を全角に統一。 JIS表記の修正		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193~194	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,166~167	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。						○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 語句の統一	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。							○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	「%」を全角に統一。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。							○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 語句の統一
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。						○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。						○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・摘要基準のページ修正 ・語句の統一
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会P57,P71	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上							○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)								○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会P57,P71	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)								○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	
練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。						○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。					○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一				
回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。								○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P725	回収水の場合: JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。							○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195					

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
16 吹付工	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会P57,P71	16 吹付工	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上							粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上				記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
	その他	計量設備の計量精度			水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196		計量設備の計量精度			水:±1%以内セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	「%」を全角に統一。 ・試験基準について、修正	
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類、場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P92,P196		計量設備の計量精度			水:±1%以内セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	適用基準の改定に伴う変更記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。)		
	その他	連続ミキサの場合:土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下				○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502			コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	「%」を全角に統一。	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
16 吹付工	施 工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198		16 吹付工	施 工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		小規模工種での適用について、累積打設量150mごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。小規模工種の考え方を追加した。〔「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。〕
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297					スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150mごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。小規模工種の考え方を追加した。〔「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。〕 ・語句の統一
	施 工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P69			施 工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108土木学会規準 JSCEF561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P170		小規模工種での適用について、累積打設量150mごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。長音符「ー」を削除。小規模工種の考え方を追加した。〔「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。〕 ・摘要基準のページ修正
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198					空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150mごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。小規模工種の考え方を追加した。〔「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。〕 ・摘要基準のページ修正 ・語句の統一
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。								コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
17 現場吹付 法砕工	材 料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38.P69.P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57.P71	17 現場吹付 法砕工	材 料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36.37.196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 語句の統一
	その他(「JIS」マーク表示されたレディミクスドコンクリートを使用する場合は除く)		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57.P71		その他(「JIS」マーク表示されたレディミクスドコンクリートを使用する場合は除く)		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 語句の統一
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.P50.P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57.P71				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197	「%」を全角に統一。 JIS表記の修正
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.P50.P193~194				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。 JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.P193				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 語句の統一
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	「%」を全角に統一。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.P50.P193~194				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 語句の統一
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.P50.P193~194				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・摘要基準のページ修正 ・語句の統一
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43.P191~192 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57.P71				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42.194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43.P191~192 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57.P71				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42.194~195	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C 回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書3 回収水の場合: JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一
					塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P725						塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	「%」を全角に統一。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由	
17 現場吹付 法砕工	製造 必須	(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	細骨材の表面 水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71	17 現場吹付 法砕工	製造 必須	(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	細骨材の表面 水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。	
			粗骨材の表面 水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。											
			計量設備の計量 精度					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	「%」を全角に統一。 ・試験基準について、修正						
			ミキサの練混ぜ 性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	パッチミキサの場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中空気量の偏差率:10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	連続ミキサの場合 JISCE-1 502-2013	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。)					
施工 その他	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、并筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘削工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。) ・語句の統一									
			JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCEF561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7...3本、σ28...3本、)とする。	・参考値:18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成18年11月(社)全国特定法面保護協会P55,P68	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。 小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。)									
				原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前1回に1回コンクリート打設前に先行し、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。) ・語句の統一									
			JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集)P506,509,518			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423,426,434	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。 小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。) ・摘要基準名の修正 ・語句の統一									
ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。								「%」を全角に統一。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由		
18 河川土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	18 河川・海岸土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P273	<河川土工と海岸土工で工種を区別> 概要基準のページ修正		
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267			土粒子の密度試験	JIS A 1202						河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正	
		土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267			土の含水比試験	JIS A 1203							河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205							河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。		河川土工マニュアル P267			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。				河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。		必要に応じて。				河川土工マニュアル P273	・概要基準のページ修正 ・試験方法の修正
		土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267			土の圧密試験	JIS A 1217							河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267			土のせん断試験	土質試験の方法と解説							河川土工マニュアル P273	・概要基準のページ修正 ・試験方法の修正
	土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267		土の透水試験	JIS A 1218							河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正		
施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定にすることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73~76,267	河川土工マニュアル P267 Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成28年8月	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の95%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P78,80,81,273 道路土工施工指針 P199,259 盛土の調査・設計から施工まで P297,381	平均値で判定するため、規格値を著しく下回った場合の記載が必要である。 「%」を全角に統一。 ・施工実績の分析等を踏まえ、規格値を変更 ・試験基準について、試験の個数(孔数)を明確化 ・試験方法、概要基準のページ修正			
		または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定にすることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成24年3月」による	河川土工マニュアル P273 Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	「%」を全角に統一。 ・施工実績の分析等を踏まえ、規格値を変更 ・試験基準の表記方法の修正(表→テキスト形式) ・概要基準のページ修正												
	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		河川土工マニュアル P267	河川土工マニュアル P267	河川土工マニュアル P273	概要基準の改訂に伴う修正												
	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			河川土工マニュアル P267		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。				河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正		
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。				河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正		

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
20	砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A1210	設計図書による。			河川土工マニュアル P267	19	砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。			河川土工マニュアル P273	概要基準のページ修正
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P73~76,267 河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P78,80,81,273 道路土工施工指針 P199,259 盛土の調査・設計から施工まで P297,381 河川土工マニュアル P273 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	①砂防工事において、延長方向で管理する必要がある縦断工物は、工用道路、堤防との取り付け部、側壁部等であるため。 ②試験1回当りの測定箇所数を明確にする。 「%」を全角に統一。 ・概要基準のページ修正 ・試験方法の修正	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による					または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上~1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上~2000m ² 未満:15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】	概要基準の改訂に伴う修正	

品質管理基準 新旧対照表

工 種	種 別	改定(平成28年7月)							工 種	種 別	現行(平成25年7月)							改定理由
		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			摘要基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217	20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259 道路土工土質調査指針 P269	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217				CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217		その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217				土の含水比試験	JIS A 1203		・路体:当初及び土質の変化した時。 ・路床:含水比の変化が認め		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216								土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴い削除
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説								土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説				道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴い削除
			土の圧密試験	JIS A 1217								土の圧密試験	JIS A 1217				道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴い削除
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説								土のせん断試験	土質試験の方法と解説				道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴い削除
			土の透水試験	JIS A 1218								土の透水試験	JIS A 1218				道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴い削除

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由	
21	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが95%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P218~222	20	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	・路体: 最大乾燥密度の85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。但し、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工要領 P311 道路土工施工指針 P199.259 道路土工土質調査指針 P269 盛土の調査・設計から施工まで P297.381	「%」を全角に統一。 ・摘要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準において、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化
				または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JISA 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成28年8月				または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上~1000m2未満: 10点 ・1000m2以上~2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	「%」を全角に統一。 ・摘要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準の表記方法の修正(表→テキスト形式)			
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		【TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月】による					【TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)】【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			【TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)】【TS編・GNSS編】による	表現の統一 ・摘要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準の表記方法の修正(表→テキスト形式)		
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区分間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220					ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区分間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			道路土工施工指針 P259	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
21 道路土工	施 工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220	20 道路土工	施 工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工施工指針 P259	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。摘要基準の改訂に伴う修正
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220	現場CBR試験				JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220	含水比試験				JIS A 1203		降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪い時。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P220	コーン指数の測定				舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴う修正		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			たわみ量				舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		道路土工施工指針 P259	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。摘要基準の改訂に伴い削除		

品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定(平成28年7月)								工 種	現行(平成25年7月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :約2.7g/cm3~2.5g/cm3 ・準硬石:約2.5g/cm3~2g/cm3 ・軟石 :約2g/cm3未満	○	/	21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :約2.7g/cm3~2.5g/cm3 ・準硬石:約2.5g/cm3~2g/cm3 ・軟石 :約2g/cm3未満	○	/	「%」を全角に統一。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :5%未満 ・準硬石:5%以上15%未満 ・軟石 :15%以上	○					岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :5%未満 ・準硬石:5%以上15%未満 ・軟石 :15%以上	○		
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石:4903N/cm2以上 ・準硬石:980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石:980.66N/cm2未満	○					岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石:4903N/cm2以上 ・準硬石:980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石:980.66N/cm2未満	○		
	その他		岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし 、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック	その他		岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 但し 、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック	語句の統一	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
23	コンクリートダム	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P38,P69,P193~194	22	コンクリートダム	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36.37.196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 吸水率:[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47.48		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 吸水率:2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197 ダムコンクリート編 P52.53	適用基準の改定年度を変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。JIS表記の修正	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P44~45.50			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197 ダムコンクリート編 P49.54	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43.P191~192			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42.194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202		工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43.P191~192			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202		工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42.194~195		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.P193			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。[%]を全角に統一。語句の統一	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	[%]を全角に統一。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときは、3.0%以下。 細骨材: ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47.50			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197 ダムコンクリート編 P51.53	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P50			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P54	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。[%]を全角に統一。語句の統一	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47.50			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197 ダムコンクリート編 P51.54	[%]を全角に統一。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P45.48~49			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/月以上	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45.50.196~197 ダムコンクリート編 P50.52	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。[%]を全角に統一。	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P49			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 ダムコンクリート編 P53	[%]を全角に統一。	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C 回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書3 回収水の場合: JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。[%]を全角に統一。JIS表記の修正 ・語句の統一	
					塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P725					塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P602	[%]を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)										
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
23 コンクリートダム	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93.P196	22 コンクリートダム	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97.200	%」を全角に統一。	
				コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93.P196	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96.200	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。				
				JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
				JIS A 1125		1回/日以上		○					JIS A 1125		1回/日以上		○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)														
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由			
23	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に1回コンクリート打設前に1回、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	22	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に1回、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。)			
			単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディーミストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)				単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要構造物では重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディーミストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。表現の修正					
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。)	・語句の統一				
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集)P506, 509, 518 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P33					空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編P423,426,43 [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P55	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。「%」を全角に統一。小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。)	・語句の統一			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P34~35				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P38~40	小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。小規模工種の考え方を追加した。(「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2)適用工種を参考にしたものである。)						
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。							温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。							

品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定(平成28年7月)								工 種	現行(平成25年7月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
23 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値: 2.3t/m ³ 以上			22 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値: 2.3t/m ³ 以上			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)													
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由		
24 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P38,P69,P193~194	23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一							
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197				記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。・JIS表記の修正 ・語句の統一								
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 規格値の修正(覆工コンクリート工に舗装の規格値は必要ない)							
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193~194				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し							
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			○				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 語句の統一						
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。				○				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	「%」を全角に統一。						
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 語句の統一						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193~194	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・摘要基準のページ修正 ・語句の統一						
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				○				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。						
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202						○				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195							
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			○				[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一						
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。					○				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P725	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P602	「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加						

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由		
24 覆工コンクリート (NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	23 覆工コンクリート (NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	「%」を全角に統一。 ・試験基準について、修正		
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	○				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位 容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。 概要について、小規模工種に関する記載を削除(覆工コンクリートは小規模工種に該当しないため)			
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	○				ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	同上	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。 概要について、小規模工種に関する記載を削除(覆工コンクリートは小規模工種に該当しないため)			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。			○				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。			○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125								粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125							○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)												
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
24 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満： 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下： 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	23 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満： 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下： 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 ・摘要について、小規模工種に関する記載を削除(覆工コンクリートは小規模工種に該当しないため) ・語句の統一		
			単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディーミストコンクリートの品質確保について」 (平成15年10月2日)	単位水量測定				「レディーミストコンクリートの品質確保について」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、または重要構造物では重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディーミストコンクリートの品質確保について」 (平成15年10月2日)	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 表現の修正			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。		[2012制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	コンクリートの圧縮強度試験				JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 三点リーダー「…」を統一。 ・摘要について、小規模工種に関する記載を削除(覆工コンクリートは小規模工種に該当しないため) ・語句の統一			
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 ・摘要について、小規模工種に関する記載を削除(覆工コンクリートは小規模工種に該当しないため)		
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規格集(JIS規格集)P506, 509, 518	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規格集(JIS規格集)P423,426,434	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・摘要について、小規模工種に関する記載を削除(覆工コンクリートは小規模工種に該当しないため) ・摘要基準の基準名の修正 ・語句の統一								
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					その他			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回品質に異常が認められた場合に行う。							コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回品質に異常が認められた場合に行う。					

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準		
24 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211												表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。「%」を全角に統一。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。			[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」													表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。「%」を全角に統一。
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」													表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。「%」を全角に統一。

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)												
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P38,P69,P193~194	24 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。語句の統一	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237	骨材のふるい分け試験			JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237			
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○	トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○	トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編P45,P50,P193~194 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237	適用基準の改定に伴う変更 「%」を全角に統一。 JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	「%」を全角に統一。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193~194 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193~194 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。	
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192				粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195		
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。 「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一
			回収水の場合	JIS A 5308 C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P725				回収水の場合	JIS A 5308 C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	「%」を全角に統一。 ・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P239	25 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P239	
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P241	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108				設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P241					
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P241	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201				設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P241					
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P241				ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		トンネル標準仕方書[山岳工法編]・同解説 2006 P241	条文の変更はないが、試験方法として、「参考資料『ロックボルトの引抜き試験』による」とあるため、品質管理基準に掲載する必要がある。	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確認	摘 要 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確認	摘 要 基 準	改 定 理 由
27 路上再生路盤工	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 平成18年2月 P250,251 舗装再生便覧 平成22年11月 P72	26 路上再生路盤工	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P250,251 舗装再生便覧 P72	「%」を全角に統一。語句の統一
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	舗装再生便覧 平成22年11月 P72 道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-4.7 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による			当初及び材料の変化時	舗装再生便覧 P72 道路土工要領 P311	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・規格値の表番号の修正					
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工要領 P311	摘要基準の改訂に伴う修正					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下			舗装再生便覧 平成22年11月 P72 道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P217				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下			舗装施工便覧 P79 道路土工要領 P311		摘要基準の改訂に伴う修正	
	そ の 他		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43.P191～192		そ の 他		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42.194～195	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43.P191～192				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42.194～195	
施 工	必 須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装再生便覧 平成22年11月 P91.135.136	施 工	必 須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m ² に1回			舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・試験方法に砂置換法(JIS A 1214)を追加(舗装調査・試験法便覧では「突砂法」も「注砂法」もどちらも路盤の試験に使用できると記載されているため) ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時	舗装再生便覧 平成22年11月 P77.91	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68			設計図書による。	当初及び材料の変化時	舗装再生便覧 P77.91						
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	舗装再生便覧 平成22年11月 P73.91	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69				CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	舗装再生便覧 P73.91						
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日		舗装再生便覧 平成22年11月 P91				含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日			舗装再生便覧 P91	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 平成22年11月 P95	27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95	改定理由
			旧アスファルトの軟化点						舗装再生便覧 平成22年11月 P95				舗装再生便覧 P95							
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91					舗装再生便覧 平成22年11月 P95				舗装再生便覧 P95							
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229					舗装再生便覧 平成22年11月 P95				舗装再生便覧 P95							
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 平成22年11月 P95				舗装再生便覧 P95							
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14					舗装再生便覧 平成22年11月 P95				舗装再生便覧 P95							
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P179.97 舗装再生便覧 平成22年11月								○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179.97 舗装再生便覧 P100		
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	空疎率による管理でもよい。	締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P201 舗装再生便覧 平成22年11月 P111,135,136	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	96%以上	1,000m2につき1個	空疎率による管理でもよい。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 ・規格値にX10、X6、X3を追記した。 ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化		
		温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P183 舗装再生便覧 平成22年11月 P108.111	温度測定			温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108.111					
		かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎		舗装再生便覧 平成22年11月 P111	かきほぐし深さ			「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎		舗装再生便覧 P111	「-」を全角に統一。				
その他		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111	その他		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	「%」を全角に統一。		
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内			舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111	粒度(75μmフルイ)			舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	「%」を全角に統一。					
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111	アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	「%」を全角に統一。					

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)											
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28,119,188～191,250～251	28 排水性舗装工・透水性舗装工	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P119,1188～191,250～251	・摘要基準のページ修正 ・語句の統一
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.28	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251.28	「%」を全角に統一。					
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.29	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P250～251.29	「%」を全角に統一。					
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.29	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P250～251.29	「%」を全角に統一。					
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.34	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○	舗装施工便覧 P250～251.34						
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.35	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P250～251.35	「%」を全角に統一。					
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.36	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			○	舗装施工便覧 P250～251.36	語句の統一					
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.36	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P250～251.36	「%」を全角に統一。					
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.31	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251.31	「%」を全角に統一。 摘要基準の改訂に伴い削除					
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.28,31	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○	舗装施工便覧 P250～251.28,31	「%」を全角に統一。					
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.29	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○	舗装施工便覧 P250～251.29	「%」を全角に統一。										
粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.29	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	○	舗装施工便覧 P250～251.29	「%」を全角に統一。										
針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	○	舗装施工便覧 P250～251.21	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。										
軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○	舗装施工便覧 P250～251.21											
伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	○	舗装施工便覧 P250～251.21											
引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	○	舗装施工便覧 P250～251.21											
薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	○	舗装施工便覧 P250～251.21	「%」を全角に統一。										
薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	○	舗装施工便覧 P250～251.21	「%」を全角に統一。										
タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	○	舗装施工便覧 P250～251.21											
密度試験	JIS K 2207		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251.21	密度試験	JIS K 2207		○	舗装施工便覧 P250～251.21											

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
29 排水性舗装工・透水性舗装工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263.250~251	28 排水性舗装工・透水性舗装工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263.250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。語句の統一
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263.250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。語句の統一										
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	随時	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263.250~251	「%」を全角に統一。										
	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○													
その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	舗装施工便覧 平成18年2月 P255	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255	・試験項目の追加	
	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	舗装施工便覧 平成18年2月 P255	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				○	舗装施工便覧 P255	・概要基準の改訂に伴う修正	
	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	舗装施工便覧 平成18年2月 P124	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P124		カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111				○	舗装施工便覧 P124		
	カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	舗装施工便覧 平成18年2月 P124	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P124										
舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)			舗設現場	必須	温度測定(初期締固め前)	温度計による。	140~160℃	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)			・試験項目の表現の修正 ・規格値を修正(ポリマー改質アスファルトは製造メーカーによって、メーカーの推奨する温度が異なり、品質管理基準(案)の規格値を外れる場合があるため、監督職員と協議の上、施工管理を行うものと考えられるため)
		現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。		・「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」(H13.8.26省令第103号)第6条 ・舗装設計施工指針 平成18年2月 H18 P137				現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。		・「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」(H13.8.26省令第103号)第6条 ・舗装設計施工指針 H18P137		舗装施工便覧 P263、P250~251
	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧 P263、P250~251 舗装設計施工指針 P312		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P263				
外観検査(混合物)	目視				随時			舗装施工便覧 平成18年2月 P263		外観検査(混合物)	目視			随時			舗装施工便覧 P263	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)									
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
30 プラント再生舗装工	材料	再生骨材	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	再生骨材使用量500tごとに1回。	再生骨材使用量500tごとに1回。		○	舗装再生便覧 平成22年11月 P60	29 プラント再生舗装工	材料	再生骨材	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	再生骨材使用量500tごとに1回。	再生骨材使用量500tごとに1回。		○	舗装再生便覧 P60	「%」を全角に統一。
		再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材旧アスファルト含有量	3.8%以上		○			舗装再生便覧 平成22年11月 P11.60	舗装再生便覧 P11.60						
		再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	再生骨材旧アスファルト針入度	20(1/10mm)以上(25℃)				○	舗装再生便覧 平成22年11月 P11.60	舗装再生便覧 P11.60					
		再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	再生骨材洗い試験で失われる量	5%以下				○	舗装再生便覧 平成22年11月 P11.60	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	舗装再生便覧 P11.60			
		再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格			2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 平成22年11月 P24	舗装再生便覧 P24			
プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められるとき 印字記録の場合: 全数		○	舗装再生便覧 平成22年11月 P59.60.61	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められるとき 印字記録の場合: 全数		○	舗装再生便覧 P59.60.61	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。 ・規格値の表番号の修正 ・語句の統一
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 平成22年11月 P59.60.61			舗装再生便覧 P59.60.61							
		再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 平成22年11月 P59.60.61			舗装再生便覧 P59.60.61							
その他	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255 舗装再生便覧 平成22年11月 P28	その他	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39		耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255 舗装再生便覧 平成22年11月 P28	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28										
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17		耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255 舗装再生便覧 平成22年11月 P28	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28										
舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視	随時	随時		○	舗装再生便覧 平成22年11月 P60.61	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視	随時	随時		○	舗装再生便覧P60.61	表現の修正
		温度測定(初転圧前)	温度計による。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		○	舗装再生便覧 平成22年11月 P60.61			舗装再生便覧P60.61							
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		○	舗装再生便覧 平成22年11月 P60.61,135,136		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個・1,000m ² 未満の工事(ただし維持工事は除く) ・1工事につき任意の3個	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個・1,000m ² 未満の工事(ただし維持工事は除く) ・1工事につき任意の3個	○	舗装再生便覧P60.61 (便覧の記載漏れがあり、日本道路協会に確認済み)	漢字変換ミスの修正。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。 ・規格値にX10、X6、X3を追加した。 ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)										現行(平成25年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
33	溶接工	施工	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121-1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	32	溶接工	施工	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121-1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	概要基準の改訂に伴う修正
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	概要基準の改訂に伴う修正	
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状:JIS Z 2242号 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	概要基準の改訂に伴う修正 ・摘要基準の改訂 ・語句の統一	
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数:1	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数:1	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	概要基準の改訂に伴う修正	
			非破壊試験:開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数:試験片継手全長	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,473,478	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,473,478			非破壊試験:開先溶接	JIS Z 3104	張側:2類以上 圧縮側:3類以上	試験片の個数:試験片継手全長	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,473,478	○	概要基準の改訂に伴う修正 「-」を全角に統一。 概要基準の改訂に伴う修正 現行の試験方法、規格値は放射線透過試験のみのものであるため、道路橋示方書の改訂内容にあわせ変更 非破壊試験を行う者の資格が規定されたため追記	
			マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460			マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459,460	○	概要基準の改訂に伴う修正	
			引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm2以上、引張強さは400~550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459			引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459	○	概要基準の改訂に伴う修正 「%」を全角に統一。 ・規格値を具体的に記載 ・概要基準の改訂に伴う修正	
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P459	○	概要基準の改訂に伴う修正	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいくず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面積は許容されてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P477	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P477			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側:2類以上 圧縮側:3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P477	○	概要基準の改訂に伴う修正 「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる)	
			外観検査(割れ)	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P472	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P472			外観検査(割れ)	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	○	道路橋示方書・同解説II鋼橋編平成24年3月 P472	○	概要基準の改訂に伴う修正 非破壊試験を行う者の資格が規定されたため追記語句の修正	

品質管理基準 新旧対照表

改定(平成28年7月)									現行(平成25年7月)										
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
33 溶接工	施工	外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472	32 溶接工	施工	外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472		・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一
		外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472	外観形状検査(ビード表面の凹凸)				ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472		摘要基準の改訂に伴う修正		
		外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472	外観形状検査(アンダーカット)				アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472	「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、アンダーカットの規格値は0.3mm以下あるいは、0.0mmとなる)		・摘要基準の改訂に伴う修正 アンダーカットの許容値が表-解18.4.4Iに示されているため摘要の文章を変更 ・規格値を修正	
		外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472		摘要基準の改訂に伴う修正
		外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とも-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚とも-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P472		「%」を全角に統一。 「-」を全角に統一。 ・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一
		外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P473	外観形状検査(余盛高さ)		道路標示方書・同解説による			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P473		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 不等号(<、>)を全角に統一。 ・摘要基準の改訂に伴う修正 ・規格値を修正				
		外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P473	外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)をこえてはならない			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P473		・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一				
	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P473,474	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編平成24年3月 P473,474		摘要基準の改訂に伴う修正